

## ◇まちづくりの支援等（第 122 条～第 126 条）

- 住民やまちづくり協議会が行うまちづくり活動を多面的に支援するための支援措置や支援する機関の設置等について定めています。
- 区長は、条例に基づき表に示すような支援を行うことができます。また、条例の施行に合わせて、練馬区環境まちづくり公社にみどりのまちづくりセンターを設置し、まちづくりを支援する機関として、区と連携して住民主体のまちづくりを支援しています。

まちづくり協議会への支援	地区まちづくり・テーマ型まちづくり活動を支援するため、区長が認定したまちづくり協議会（総合型、施設管理型、テーマ型）に対し、専門家の派遣、情報の提供、活動費の助成等の必要な支援ができることを定めています。 また、まちづくり準備会に対しても必要な支援ができることを定めています。
都市計画提案者等への支援	都市計画提案者、まちづくり提案者、地区計画等の住民原案申出人に対し、専門家の派遣、情報の提供等の必要な支援ができることを定めています。
まちづくり活動への支援・相談等	住民による自主的なまちづくり活動を促進するため、情報の提供、学習機会の提供等の支援を行い、またはまちづくりに関する相談を行うことができることを定めています。
大規模建築物等の建築手続に係る専門家の派遣	紛争の防止や調和のあるまちづくりに資することを目的に助言を行うことが適当であると判断したときは、専門家の派遣ができることを定めています。

## ◇組織・補則・罰則（第 127 条～第 153 条）

- 条例で定める住民提案（都市計画提案、各地区まちづくり計画の提案等）の審査、開発事業の調整等に当たって、より専門的な調査、審議等ができるよう都市計画審議会の機能を充実することについて定めています。
- 条例の運用状況について、定期的に報告書を作成し、公表することについて定めています。
- 条例を運用するに当たり、適用除外となる事項、地位の承継など、必要な補則を定めています。
- 条例が遵守され、有効に活用されるために、条例に違反した場合の罰則等について定めています。